（型式指定の変更の承認）

第百八条　［略］

２　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

［３・４　略］

（品質管理の実施の記録の保存）

第百十一条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百十三条　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号の評価を第八十二条第二項の評価と一体として行っている場合であって、同項の評価の結果に関する第九十二条第二項第二号に定める書類を添えて同項の規定による申請がされているときには、第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

［一・二　略］

三　延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類

３　［略］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第百十五条の二　法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～十　略］

十一　廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第百十六条及び第百二十六条において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十二・十三　略］

十四　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十五・十六　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十六条　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　性能維持施設

七　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

［八　略］

［九　略］

［十　略］

［十一　略］

十二　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

（型式指定の変更の承認）

第百八条　［同上］

２　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

［３・４　同上］

（品質保証の実施の記録の保存）

第百十一条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百十三条　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類

３　［同上］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第百十五条の二　［同上］

［一～十　同上］

十一　廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十二・十三　同上］

十四　廃止措置に係る品質保証計画

［十五・十六　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十六条　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

［号を加える。］

七　［同上］

［号を加える。］

八　［同上］

［同上］

九　［同上］

［号を加える。］